

議案第 20 号

四万十町税条例等の一部を改正する条例について

四万十町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 7 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町税条例等の一部を改正する条例

(四万十町税条例の一部改正)

第 1 条 四万十町税条例(平成 18 年四万十町条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(四万十町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 四万十町税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年四万十町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「四万十町税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 82 条第 2 号ア (イ)	3,900 円	3,100 円
第 82 条第 2 号ア (ウ)	6,900 円	5,500 円
a	10,800 円	7,200 円
第 82 条第 2 号ア (ウ)	3,800 円	3,000 円
b	5,000 円	4,000 円
附則第 16 条第 1 項	第 82 条	四万十町税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年四万十町条例第 11 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。) 附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条

附則第 16 条第 1 項の表 第 2 号ア（イ）の項	第 2 号ア（イ）	平成 26 年改正条例附則 第 6 条の規定により読 み替えて適用される第 82 条第 2 号ア（イ）
	3,900 円	3,100 円
附則第 16 条第 1 項の表 第 2 号ア（ウ） a の項	第 2 号ア（ウ） a	平成 26 年改正条例附則 第 6 条の規定により読 み替えて適用される第 82 条第 2 号ア（ウ） a
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
附則第 16 条第 1 項の表 第 2 号ア（ウ） b の項	第 2 号ア（ウ） b	平成 26 年改正条例附則 第 6 条の規定により読 み替えて適用される第 82 条第 2 号ア（ウ） b
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の四万十町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。